

入札説明書

宇佐総合庁舎ほか7庁舎で使用する電気の一般競争入札については、入札公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について、疑義がある場合は、下記8に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

2 入札の方法

(1) 入札には、入札公告の3の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手續を経て、入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。

(2) 紙による入札に本人が参加する場合、入札書は別添の入札書（本人入札用）を使用し、代理人が参加する場合は、別添の様式による委任状を入札前に提出するとともに、入札書は別添の入札書（代理人入札用）を使用すること。なお、入札書及び委任状は別添「委任状、入札書の記載等について」により作成すること。

(3) 物品等電子入札システムで本入札に参加するには、事前に物品等電子入札システムにおけるログインID及びパスワードの交付を受ける必要がある。

(4) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている6ケタの認証番号が必要であり、「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

(5) 上記以外の物品等電子入札システムによる入札に係る事項について、運用基準及び「大分県物品等電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）」をよく読んだうえで手続きを行うこと。なお、入札後に物品等電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

3 入札参加時の注意点

(1) 物品等電子入札システムで本入札に参加する場合、入札入力欄に別添「電気料金入札金額計算書」をPDFに変換して添付すること。以下のような不備がないか事前に十分に確認すること。

（不備の例）

ア 電気料金金額計算書の添付が漏れている。

イ 数字が判読できない。

ウ ファイルが開かない。

- エ ファイルの一部が途切れている。
 - オ 異なる地区の電気料金入札計算書を添付している。
 - カ 計算が誤っている。
 - キ 電気料金入札金額計算書の「電気料金入札金額（円）」と異なる額で入札している。
 - ク 上記の他、入札金額の計算過程が確認できない。
- (2) 紙による入札で本入札に参加する場合、入札書に計算書を添えて提出すること。この際も(1)同様に計算書に不備がないか事前に十分に確認すること。
- (3) 計算書は、仕様書に記載の契約電力、予定使用電力量及び力率を用いて電気料金見込金額を見積もり、電気料金見込金額の合計金額の110分の100に相当する金額を電気料金入札金額とすること。
- なお、算定過程で電気料金見込金額合計に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (4) 入札金額は計算書の電気料金入札金額とすること。
- なお、落札金額は電気料金入札金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。
- (5) 基本料金単価は、力率割引及び割増し適用前の単価とする。
- (6) 電力量料金単価は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない予定使用電力量に対する単価とする。
- (7) 仕様書の予定使用電力量は、3%の損失率に修正した数値である。
- (8) 調整料金を設定する場合、その計算方法は任意とする。ただし、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を算出根拠に含めないこと。
- (9) 数字はアラビア数字で入力すること。
- (10) 入力された入札金額については、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない。

4 契約保証金に関する事項

契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) (2)に該当する場合は、国もしくは都道府県との契約書写しを提出すること。

5 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による電気需給契約書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ入札公告13に掲げる契約保証金又は入札公告13の(1)もしくは(2)に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

6 質問書の受付・回答

この調達に関する質問については、質問書（別添様式）により受付の上、質問の内容及び回答を大分県庁のホームページに掲載する。

(1) 提出先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

(2) 受付期間

令和5年11月10日(金)午前9時00分から令和5年11月30日(木)午後5時00分まで

(3) 受付方法

持参、電子メール、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、持参以外の方法による場合は必ず電話により着信を確認すること。

(4) 回答日時

令和5年12月7日(木)までに、質問及び回答を大分県ホームページに掲載する。

7 入札(見積)結果表の閲覧による公開

(1)入札(見積)結果表の閲覧を希望する者は、入札(見積)結果表閲覧申請書を提出の上で閲覧を行うことができる。ただし、メールでの対応は不可。

(2)受付期間

令和5年12月25日(月)以降

(3)入札結果については令和5年12月25日(月)以降、大分県のホームページに掲載する。

(4)大分県が定める「情報提供申出書」を大分県情報センターに提出することで、書面での対応が可能となる。

8 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2963

FAX 097-506-1784